



*Saitama Tobu Law Office*

# 事務所通信

2015.9 Vol. 6

## CONTENTS

経営者の高齢化と事業承継 ～弁護士・税理士のワンストップ・サービス座談会～	2 ~ 4
安保法制に反対します ～戦争法案はどこがゆるされないか～	5
女性のための女性弁護士による女性相談 ～お客様のニーズに応えた法律相談を～	6 ~ 7
日本百名山を歩いてみる	8
法律相談のご案内	8

# 経営者の高齢化と事業承継

## - 弁護士・税理士のワンストップ・サービス座談会 -

中小企業白書によりますと、中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の平均割合は、事業用不動産が3割、自社株評価額も3割を占め、経営者の個人資産の3分の2が事業用資産となっています。

では、経営者が何の対策（遺言や生前贈与）もせずに亡くなつた場合、事業はどうなつてしまふのでしょうか？この場合、各相続人が遺産を共有することになり、株式も共有（相続人全員の持ち物）となります。すべての遺産が共有となるために、事業存続にも影響を与えるかもしれません。

したがつて経営者が所有する事業用の不動産や自社株を、どのように後継者に円滑に承継させていくかが重要なポイントになります。そこで今回、事業承継の経験が豊富な辰間会計事務所の辰間信行税理士をお招きし、多くの遺産分割事件を手掛けてきた池永知樹弁護士との対談を行いました。



### 相談事例

事業の一線から引いて長男（38歳）に事業承継させたいと考えている、創業者社長（68歳）から相談がありました。

相続人は、妻と2人の子（長男・二男）です。社長は、会社の事業用資産はすべて長男に承継させることを希望しています。もっとも兄弟間の関係はあまり芳しくなく、将来の相続争いが心配されます。社長の資産総額は3億円で、自社株式と事業用資産の合計が2億2,000万円と大半を占めています。事業性のない資産としては自宅5,000万円と預金3,000万円があります。社長は、預金3,000万円は相続後の妻の生活資産として使ってほしいと思っており、スムーズに長男に経営を承継していかたいと考えています。

**池永：**事業を承継する長男が、安定して会社を引き継ぐためには、会社の3分の2以上の株式を取得して（少なくとも過半数取得）、反対株主がいても長男の意思で会社の意思決定ができるようにしておく必要があります。そこで創業者社長としては、何よりも優先して、自社株式を長男に取得させる必要があります。

会社の株式を長男に取得させる方法としては、①典型的には「遺言」と、②生前に実現する方法として「生前贈与」があります。

では、自社株式を長男に取得させるにあたって、税務上注意しておくべき点として何がありますか。

**辰間：**何の対策もせず、相続で自社株式を取得しようとしました場合、仮に二男が長男の自社株式取得に同意したとしても、長男は相続税の納付に頭を悩ますことになりそうです。

自社株式は社長の相続財産に含まれます。この株式の評価方法は、通達に定められており、

業績の良い会社や現在は不調でも過去の良い時期に会社に利益をためていた会社は評価額が高くなる仕組みになっています。また、自社株式は、市場で売却できるわけではありません。

**池永：**自社株式の評価ですが、具体的にどのように計算するのでしょうか。

**辰間：**自社株式は、その所有目的によって評価方法がわかれます。すなわち、会社を支配する目的で株式を保有する場合とそうでない場合（配当金を受け取るために保有する場合）で方法が違つてきます。事例では会社を支配するため（会社を経営するため）に保有するということなので、こちらの説明をいたします。

具体的には、「類似株価比準価額方式」と「純資産価額方式」の折衷額で評価します。

まず、「類似株価比準価額方式」は、評価する会社と業種が似ている上場企業の株価の平均値（毎月国税庁から発表されます）を参考に評

価します。主に業種と評価時期で価額をもとめるザックリとした評価方法と言っていいかもしれません。

一方「純資産価額方式」は、評価会社の資産から負債を控除した金額（純資産）を株式数で割って評価します。このとき、資産は時価で評価しますので含み益のある不動産などを会社が保有している場合、評価額は高くなります。

こうして求めた二つの価額の折衷額が最終的な評価額になりますが、規模の小さい会社ほど「純資産価額方式」にウエイトを多く置いて計算することになります。

**池永：**専門的な計算であり、やはりこの分野に習熟された税理士さんの意見を聞く必要がありますね。

では、そのように計算された自社株式を遺言で長男に取得させるとします。今回のご相談の場合、総資産のうち事業用資産が4分の3を占めていますので、事業用資産をそのまますべて長男に承継せると、妻と二男の遺留分を侵害し、社長の死亡後に遺留分の請求をされるおそれがあります。

遺留分の請求があると、事業用資産の帰属に混乱が生じ、事業存続に影響が生じる可能性がありますので、可能な限り避けたいところです。そこで、遺言で遺留分の請求の順番を定めておき（民法1034条但し書き）、重要な事業用財産を遺留分の請求から守るという方法があります。

また、2008年に中小企業経営承継円滑化法が成立し、先代経営者が後継者に贈与した株式や持分について、相続人全員の合意のもとで、遺留分算定の基礎財産から除外できる制度も導入されましたので、この制度を検討してみるのも一考です。

なお、できるだけ会社の経営に影響を与えない承継方法をとるとともに、創業社長の生前から後継者に経営者としての自覚を持ってもらうため、重要な資産をできるだけ早めに生前贈与しておく方法が考えられます。生前贈与にも遺留分の請求は及びますが、生前贈与は、後の贈与から順次前の贈与に対して遺留分の請求をすることになりますので（民法1035条）、複数の事業用資産がある場合には、重要なものを早めに贈与して、重要度が低いものを後で贈与するという方法をとれば、重要な事業用財産を遺留分の請求から守ることができます。

もっとも、贈与というと、一般的に贈与税と

いう非常に税率の高い税金の負担をどうするかが問題になりますが、どの程度の贈与税が発生すると考えておけばいいでしょうか。また、「相続時精算課税」制度の活用によってこの問題に対応されているケースがありますが、あわせてご説明頂けますか。

**辰間：**事例は事業用資産2億2千万円ですが、これを単純に一度で贈与すると税率5.5%の贈与税が課されますので、あまり現実的ではないと思います。

次に「相続時精算課税」ですが、生前に財産を贈与した上で、この制度の適用を受ける旨税務署に届けを出すものです。



適用対象者は、贈与する人が60歳以上の親、贈与を受ける人が相続人である20歳以上の子となりますので、事例は適用対象となります。

この制度は、贈与税を計算するとき贈与財産の評価額から特別控除額2,500万円を控除し、その残額に一律20%の税率をかけるというものです。ただし、財産は贈与され、その財産は、本来相続財産ではなくなるわけですが、「相続の時精算する」制度なので贈与した父が亡くなつたときに、その贈与した財産と相続財産の合計額をもとに相続税を計算し、その相続税からすでに納めた贈与税を差し引いて納税する必要があります。

このとき、贈与した財産の価額は贈与時に確定しますので、贈与財産の価額が贈与の時より相続の時の方が値上がりしている場合には、税金上のメリットがあります。

**池永：**このほかの対策方法ですが、定款変更による種類株式（議決権制限株式）を社長に発行し、事業承継しない二男に議決権制限株式を取得させる方法をとれば、非後継者が株主になっても

会社経営に口出しできませんので、二男に一定の遺産を取得させつつ、会社経営にタッチさせないという効果を期待できます。

このほかに、遺留分対策として、家庭裁判所の許可を得て遺留分の事前放棄をしてもらうことや（民法1043条）、会社の保証債務を社長が負担していることが多いことから、保証債務を長男が単独負担しその代わりに二男には遺留分について譲歩してもらうような取り決めをすることも考えられます。

さらに、二男に対する遺留分侵害を金銭で解決するために、生命保険を活用し、長男を受取人とする生命保険を設定し、死亡保険金から金銭を捻出する方法もあります。もっとも、生命保険を設定する場合の税務上の注意点としてはどうでしょうか。

**畠間：** 保険金は本来相続財産ではなく受取人の固有財産になりますが、税法上は、みなし相続財産として、相続財産に含まれます。ここで、保険金については、相続人の数×500万円の別控除枠がありますので、有効に使えるかもしれません。

**池永：** 遺言と生前贈与の2つの方法を検討してきましたが、最後に、税務の視点からは、2つの方法のミックスも含めて、どのような承継方法をおすすめしますか。

**畠間：** 生前贈与を毎年こつこつと続けていく方法が、有効ではないでしょうか。

まず、相続発生前に相続税のシミュレーションを行います。そして相続税の税率がどの程度になるか大まかに把握します。これは、相続税の税率は課税財産が多いほど税率が高くなる累進課税方式だからです。

税率を把握したら、株式の一部分を親から子へ贈与します。ここで大切なのは、株式の評価を行い、相続税率より低い贈与税率で課税される株式数に贈与を抑えることです。贈与税も累進課税方式であり、その税率は相続税率より高く設定されていますので、注意が必要です。

したがって、長い期間をかけて毎年こつこつ株式の贈与を行い、ある程度の贈与税を納付していくと、トータルで納付する贈与税が、一括で相続税を納付する場合に比べて安くすむというわけです。

また、これとは別に事業承継税制というもの

があります。

制度の概要は、現経営者の相続により、その後継者である親族が取得した自社株式の80%部分の相続税の納税が猶予されるというもので、ただし、納税猶予の対象となる自社株式は、後継者が既に保有していた株式を含めて、発行済株式総数の3分の2までの部分となります。

注意しなくてはいけないのが、これは免税制度でなく納税猶予制度である点です。

経済産業局で認定申請を受けるほか、猶予を受け続けている届出書の提出が必要です。また申告後5年間は、後継者が会社の代表であつづけ、株式の継続保有も求められます。さらに雇用の8割以上を維持することも要件の一つです。

これらの要件を満たさなくなったら場合には、猶予されている相続税の全額と利子税を併せて納めなくてはならなくなります。

後継者が死亡した場合や会社が破産した場合には、猶予されていた相続税が免除されます。この制度は、残念ながらあまり活用されていないそうです。

**池永：** ありがとうございました。経営者の高齢化と事業承継は、法律と税務が緊密に結びつく問題であり、弁護士と税理士の連携が欠かせません。当事務所では、今後も士業ネットワークの強みを生かし、お客様へのワンストップ・サービスを実現していきます。

#### 畠間信行税理士プロフィール

昭和38年生まれ  
会計事務所勤務を経て  
平成12年税理士資格取得。  
平成14年9月開業。  
事務所は草加市にあります。  
妻・長女・長男のため日々がんばっています。



▲対談終了後、ホッと一息！お疲れ様でした。

## 安保法制に反対します

### — 戦争法案はどこがゆるされないか —

5月から国会で審議されている「平和安全法制」は、集団的自衛権行使し、いつでも、どこでも、切れ目なく自衛隊を海外に派遣する、まさに「戦争法案」です。

### 1. 憲法に違反する法律をつくってはいけない

戦争法案に私たち弁護士がこぞって反対する理由は、この法律が憲法9条に違反するからです。国会で参考人として発言した憲法学者が、「この法案は違憲です」と明言したとおり、絶対多数の憲法学者はこぞって「法案は違憲です」と言っています。「憲法が国の在り方を決め、憲法は国民が国家に向けた命令である」と考えることを立憲主義と言います。かつてない多数の学者・研究者が戦争法案に反対するのは、この立憲主義が否定されるものと受け止めているからです。近代国家は憲法を持ちます。この法律が通ると日本は、近代国家以前の状態に逆戻りすることになります。

### 是非一緒に反対の声をあげ続けましょう。



8月5日  
埼玉弁護士会越谷支部  
主催の  
パレードの写真です。



### 引き続き… 弁護士を学習会の講師として派遣します。

戦争法案の国会審議はいま山場を迎えてます。この通信が皆様のお手元に届く頃には廃案になっていることを信じて、いま事務所をあげて声を上げています。当事務所では、今後も講師要請を受け付けます。少人数でもOKです。どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせ下さい。

★講師料無料

## 2. 自衛隊を本当に戦争をする軍隊にしてはいけない

「他国から攻められたら自衛隊が日本を守ってくれる。だから自衛隊は9条に違反しない」と考えている人達もこの戦争法には反対しています。戦争法案は、日本が攻められてもいいのに他国で戦争をする法律です。この法律は、世界中どこでもアメリカ軍に「後方支援」するとなっています。また、戦闘現場で、実際に戦闘をしている軍隊に弾薬(兵器ではないという無茶苦茶な解釈です)・燃料を補給し、戦闘現場までアメリカ軍を輸送することが出来るとあります。アメリカ軍と一体化した行動です。そこに攻撃があれば反撃、つまり武力の行使そのものを認めることになります。場所の制約はありません。さらに世界中で自衛隊が治安維持という名目で戦闘任務につけることになっています。自衛隊の性格が一変します。

## 3. 自衛隊をアメリカの戦争に使ってはいけない

自衛隊が共同して戦争するのはアメリカ軍です。アメリカ軍は戦後70年世界中で戦争をしてきました。アメリカ軍がその本土で他の攻撃を受けることは想定されません。アメリカ軍は常に、自国の判断で、他国で戦争をしてきました。そのアメリカ軍の判断で、アメリカ軍が始める他国での戦争に、自衛隊が参戦することになります。集団的「自衛権」というのは、そういうものです。

弁護士：佐々木新一

# 女性のための女性弁護士による女性相談

## お客様のニーズに応えた法律相談を

このたび、弊事務所では、「女性のための女性弁護士による女性相談」を設けることになりました。弊事務所内に設けた法律相談委員会が中心となって、この制度を立ち上げることにしたのですが、今年から法律相談委員会の委員長になった根本明子弁護士と、もう一人相談を担当する野口千晶弁護士とで、この新しい取り組みについて、対談を行いました。



### 根本

法律相談委員会で「女性相談を」という話が出てきたのは、野口弁護士が入所すれば、女性弁護士が二人となること、相談予約を受けている事務局から女性弁護士による相談のニーズが時々あるらしいという話を聞いたこと、などから、せっかくなので、「女性相談」という枠組みを作ってみては、という話になったのです。ただ、私も育休に入ったりしたため、結局女性二人体制になるまでに時間もかかり、やっとこのようないい話の運びになったというところです。

### 野口

確かに、一人で女性相談をやれ、と言われたら時間のやりくりが厳しいかもしれません、二人であれば、相談体制も組みやすくなりますよね。

でも、女性弁護士による女性相談のニーズって、どんな分野であるのかしらね？

### 根本

私自身、以前、弊事務所が入っていたビルのエレベーターに乗っていた時、相談が終了したらしい女性の方から、「女性弁護士もいるんだ、女性に相談したかった」とは言われたことがありますね。

やはり、家事事件のような、特に家庭内のプライベートな話をする場合、女性に聞いてもらいたいという意識はあるかもしれませんね。

### 野口

私は、1年前まで高知県安芸市の法テラス安芸法

律事務所というところにいたのですが、私が3年間いたうちの2年くらいは、その地域の弁護士が全て女性という状況でした。その地域には、法律事務所が二つしかなかったのですが、女性になったことで、離婚事件で隣の事務所と裁判等で相手方となる事件が増えた、という話は聞いたことがあります。

自分の事件内容を振り返ってみても、DV事案とか、子どもの引渡請求事件などは、受任事件の中でも多いように感じます。

また、性的な被害に遭った方の刑事事件の被害者支援という点では、女性の被害者が、女性を強く希望する場合があるという話は聞いたことがあります。

### 根本

私も、家族がらみの事件は結構あります。

離婚もそうですが、内縁関係に関する事件や、相続、子どもを巡る面会交流事件も多くなってきています。私は、離婚事件について見れば、同年代に近い依頼者が多いような気がします。

### 野口

私は、熟年離婚も結構ありますね。より、年齢が近いからかな（汗）

根本先生は、ご自分でお子さんを持たれて何か自分の中で変わった点とかありますか？

### 根本

離婚の事件とかでも、結婚、出産の前は、正直、よく分からぬ、と思う内容もあったのですが、例え

ば、子どもに薬を飲ませることの大変さ、とか、すぐに風邪をひいたらすることの大変さを実感できるようになりました。そうそう、確かに、分かるわ～って感じになるようになりましたね。

### 野口

依頼者の方って、単に法律での解決だけを目指しているわけではなくて、とりあえず話を聞いてもらいたい、というところもありますよね。その場合に、相手の話に共感できるかどうかって凄く大切じゃないか、と感じたりしています。

そういう意味では、同性の方が、より共感できるのかもしれませんね。共感してもらいたいという方のニーズという意味では、女性のための女性弁護士による女性相談の必要性はあるのかもしれませんね。

こんな下世話な話をいいのか分かりませんが、弊事務所には、男性弁護士も9名いるわけで、女性のための女性弁護士による女性相談を行うことって、事務所それ自体にメリットはあるのかしら？

### 根本

私の意見ではあるのですが、弊事務所は地域のニーズに応えるための事務所として開設以来業務を行っており、事務所として、お客様のニーズにいかに応えるかというところを検討していく必要があります。そこで新たなニーズとして、女性から女性弁護士による法律相談を希望するというものがあるのであれば、そのニーズに応えることが法律事務所の敷居を低くすることにつながり、そのことで、事務所の開設以来の役割にも資するのではないかと考えています。

### 野口

なるほど、そのように考えれば、究極、事務所の地域での役割にかなうものだ、ということになりますね。

## ●女性のための女性弁護士による法律相談を始めました●

女性相談者を対象に、女性弁護士が法律相談を行います。本年中の相談日は、下記の通りです。ご希望の方は、お電話にてご予約ください。

なお、来年以降の日程は、弊所ホームページでお知らせする予定です。

### 【2015年の日程】

- ・10月： 8日(木)、15日(木)、19日(月)、26日(月)
- ・11月： 5日(木)、9日(月)、16日(月)、26日(木)
- ・12月： 3日(木)、7日(月)、14日(月)、24日(木)

※時間は、いずれの日も、①午前10時～10時30分、②午前11時～11時30分です。

おそらく、根本先生も私も、余り『女性』弁護士であるという意識をもって仕事をしてきたわけではないと思うのですが、それでも、「女性弁護士」を必要として頂けるのであれば、それに応えたいという気持ちもありますしね。

最後になりますが、弊事務所法律相談委員会の委員長として、女性のための女性弁護士による女性相談についてアピールしておきたいことってありますか？

### 根本

私は、弁護士の能力に関しては、個人差はあるとしても、性別での差はないと思っています。そのため、「女性の依頼者の場合は、女性弁護士の方が上手な解決ができる」とか、反対に「男性弁護士の方が上手に解決できる」とかいう違いはないのではないか、と思います。



しかし、女性の方が「女性弁護士に相談したい」「女性弁護士に依頼したい」と希望されるお気持ちはもっとだと思います。そのようなご希望をお持ちの女性の方に、お気軽に相談にいらしていただけるよう、この女性相談を始めることにしました。

必要とされる限り、それにお応えするのが、地域で求められる弁護士なのだと思います。

少しでも、多くの方にご利用いただけましたら幸いと思っています。



# 日本百名山を歩いてみる

～間ノ岳～



南アルプスにある山である。北側の北岳、南側の農鳥岳とあわせて白峰三山と呼ばれている。

2014年4月の改定で、標高がこれまでよりも1m高い3190mとなり、北アルプスの奥穂高岳と並んで国内第3位となった。しかし、すぐ北となりの北岳が第2位であることもあり、今ひとつ地味な山である。

間ノ岳に登るときは、となりの山から縦走するのが普通だ。このときは北岳から縦走した。朝、山小屋を出発したときは、どんよりとした曇り空だった。稜線に達すると、雲に包まれ、あたりは真っ白になった。が、北岳山頂に近づくと、頭上に青空がのぞくようになった。山頂に達すると、雲の上に出た。雲のあいだに間ノ岳が望めた。しばし、雲上の風景を楽しんだ後、間ノ岳に向かって歩き始めると、雲が上がってき、あたりは再び真っ白になった。その日は、その後ずっと雲の中だった。間ノ岳の山頂からは、何も見えなかった。

弁護士：川崎 慎一



## information .....

**法律相談** 当事務所では毎日法律相談を実施しています。  
初回相談は無料です。お気軽にご相談ください。  
お電話にてご予約をお願い致します。

◆電話番号◆ **048-965-2600**  
◆受付時間◆ 9:15~18:00(土日祝日を除く)  
◆相談時間◆ 平日



①10:00~②11:00~③13:30~  
④14:30~⑤15:30~⑥16:30~

夜間をご希望の方(火・木曜日のみ)

①18:30~②19:30~

※各相談時間は30分程度を予定しています。

・キッズスペースをご用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。

・ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。

・メールでの法律相談受付を始めました。ホームページをご確認ください。

**埼玉東部法律** [検索](#)



T343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階

女性のための女性弁護士による法律相談を始めました。 詳細は7ページをご覧ください。